

第33回 いなべ市農業委員会 議事録

開催日 令和元年8月8日
場 所 シビックコア 第2会議室

委員の出欠状況

1番	堀田 清代次	出	2番	二宮 義隆	出	3番	伊藤 隼人	出
4番	長崎 行雄	出	5番	藤田 克己	出	6番	小林 孝則	出
7番	佐藤 昌生	出	8番	三輪 正秀	出	9番	藤田 義昭	出
10番	二之湯 和彦	欠	11番	川井 角司	欠	12番	伊藤 和雄	出
13番	日紫喜 幸久	出	14番	近藤 隆雄	出	15番	森 喜九郎	出

開 会 時 刻 午前 9時00分
閉 会 時 刻 午前 9時55分
配 布 物 農林業センサスパンフレット

1 開会の辞 事務局長 (杉本 剛)	<p>ただいまから、第33回いなべ市農業委員会を開催させていただきます。</p> <p>本日の出席者は13名です。それでは、よろしくお願いいたします。</p>
2 会長挨拶 会長 (伊藤和雄)	<p>お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。</p> <p>それでは、第33回いなべ市農業委員会を始めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。</p>
3 開会の宣言 議長 (伊藤和雄)	<p>それでは、開催させていただきたいと思っております。いなべ市農業委員会総会規則第5条に基づき、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>ただ今の出席委員は13名でございます。定足数に達しておりますので、第33回いなべ市農業委員会を開会いたします。</p>
4 議事日程 (日程第1) 議長	<p>日程第1 本日の議事録署名委員につきましては、いなべ市農業委員会総会規則第6条第2項の規定に基づき、私が定めることとなっておりますので、本日の議事録署名委員に14番議席 近藤委員、15番議席 森委員のお二人を指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。</p>
(日程第2) 議長	<p>それでは、日程第2 報告第56号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>

	<p>事務局 報告第56号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」次のとおり、農地法第18条第1項第2号に基づき合意解約され、同条第6項の規定による通知があったので報告する。令和元年8月8日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄。</p> <p>原則、農地の賃貸借契約の解除については、農地法により知事の許可を受けなければなりません。しかし、合意による解約でその旨が書類により明らかにされている場合は許可を必要とせず、これらの行為をしたものは農業委員会にその旨を通知しなければならないと規定されています。今回の案件は、5件、5筆、総面積12,775㎡であることを報告します。</p> <p>議長 日程第2については、合意解約による通知を受けたものに関するものです。</p> <p>報告事項について質問等がありましたらお願いします。</p> <p>議長 質問がなければ次に進みます。</p>
(日程第3)	<p>議長 日程第3 議案第185号「農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p> <p>事務局 議案第185号「農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)」次のとおり、いなべ市長から農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画が提出されたので、議決を求める。令和元年8月8日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄。</p> <p>市が農用地利用集積計画を定めるときは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、農業委員会の決定を経て、市が定めることとなっております。</p> <p>今回は農地中間管理事業にともなう農用地利用集積計画の決定です。議案書のとおり利用権の設定計画が提出されたのでお図りをします。</p> <p>総件数1件、1筆、総面積3,113㎡となっておりますのでよろしくをお願いします。</p> <p>議長 事務局の説明は終わりました。</p> <p>この案件は、公益財団法人三重県農林水産支援センターが実施する農地中間管理事業です。</p>

	議長	この案件について何か質問はありますか。
	議長	特に無いようですので、議案第185号「農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」を採決いたします。 本利用集積計画を決定することに賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全委員挙手であります。 よって本計画は原案どおり決定することといたします。
(日程第4)	議長	続きまして、日程第4 議案第186号「農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
	事務局	議案第186号「農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）」次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請（所有権移転）があったので議決を求める。令和元年8月8日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄。 今回の申請は、10件、23筆、総面積16,449㎡です。 ＜議案書パワーポイントに基づき明細を説明＞ ＜19番案件＞の申請地は、大安町石樽東地内の畑です。 譲受人である大安町石樽東の■■■■が、大安町石樽北の■■■■の所有する議案書に記載の1筆、477㎡を売買により譲り受ける申請です。 ＜20番案件＞の申請地は、北勢町麓村地内の畑です。 譲受人である北勢町東村の■■■■が、北勢町麓村の■■■■の所有する議案書に記載の3筆、1,901㎡を贈与により譲り受ける申請です。 ＜21番案件＞の申請地は、員弁町大泉地内の田です。 譲受人である員弁町大泉の■■■■が、北勢町阿下喜の■■■■の所有する議案書に記載の1筆、1,684㎡を贈与により譲り受ける申請です。 ＜22番案件＞の申請地は、藤原町市場地内の田、畑です。 譲受人である藤原町市場の■■■■が、東京都八王子市の■■■■の所有する議案書に記載の8筆、6,284㎡を売買により譲り受ける申請です。 ＜23番案件＞の申請地は、北勢町麻生田地内の畑です。 譲受人である北勢町阿下喜の■■■■が、名古屋市の■■■■の

所有する議案書に記載の1筆、955㎡を売買により譲り受ける申請です。

■■■■の耕作面積は、兄である■■■■の耕作面積337,060㎡の耕作に従事しているという農業従事申述書が添付されておりますので、面積が括弧書きとなっております。

<24番案件>の申請地は、北勢町其原地内の畑です。

譲受人である員弁町大泉の■■■■が、北勢町其原の■■■■の所有する議案書に記載の5筆、664㎡を売買により譲り受ける申請です。

<25番案件>の申請地は、北勢町其原地内の田です。

譲受人である員弁町大泉の■■■■が、北勢町其原の■■■■の所有する議案書に記載の1筆、1,262㎡を贈与により譲り受ける申請です。

<26番案件>の申請地は、大安町丹生川上地内の畑です。

譲受人である大安町丹生川久下の■■■■が、大安町丹生川上の■■■■の所有する議案書に記載の1筆、416㎡を売買により譲り受ける申請です。

<27番案件>の申請地は、北勢町東村地内の畑です。

譲受人である北勢町東村の■■■■が、愛知県小牧市の■■■■の所有する議案書に記載の1筆、589㎡を売買により譲り受ける申請です。

■■■■の耕作面積は、母である■■■■の耕作面積3,056㎡の耕作に従事しているという農業従事申述書が添付されておりますので、面積が括弧書きとなっております。

<28番案件>の申請地は、員弁町松之木地内の田です。

譲受人である桑名市の■■■■が、員弁町松之木の■■■■の所有する議案書に記載の1筆、2,217㎡を売買により譲り受ける申請です。

以上10件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。

申請案件について何か質問はありますか。

議長

特に無いようですので、議案第186号「農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）」については、原案どおり許

		可することに賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全委員挙手であります。 よって本申請は、許可することといたします。
(日程第5)	議長	続きまして、日程第5 議案第187号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
	事務局	議案第187号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について」次のとおり、農地法第4条の規定による許可申請があったので意見を求める。令和元年8月8日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄。 今回の申請は、2件、3筆で1,539㎡です。 〈議案書パワーポイントに基づき明細を説明〉 〈8番案件〉は、員弁町西方地内の田です。 農地区分は1種農地です。既に、工場用地となっておりますので、始末書が添付されております。 申請人である員弁町西方の■■■■が所有する議案書に記載の2筆、1,373㎡を工場用地、資材置場へ転用したい旨の計画です。 工事計画については、土地造成は整地のみ、取水は行わず、雨水は道路側溝へ放流です。1種農地ですが、既存施設の拡張ということで、例外的に許可されます。 〈9番案件〉は、北勢町畑毛地内の畑です。農地区分は第2種農地です。 申請人である北勢町阿下喜の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、166㎡を太陽光発電施設へ転用したい旨の計画です。 工事計画については、土地造成は整地のみ、取水は行わず、雨水は自然浸透です。 以上2件につきまして、委員の確認書及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断され、転用はやむを得ないものと考えられますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
	議長	事務局の説明は終わりました。 この案件につきましては、8月1日に副会長が現地調査委員長

	となり、私と小林委員が現地調査を行なっております。現地調査委員長からその調査結果を報告させていただきます。
現地調査委員長 (藤田義昭)	議案第187号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について」2件を現地調査した結果、特に問題となる事項は確認されませんでしたので報告します。
議長	ありがとうございました。 何か質問はありますか。
議長	特に無いようですので、議案第187号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について」の採決を行います。 本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。
議長	全委員挙手であります。 よって当委員会の意見は「なし」と決定しました。
(日程6,7)	議長 続きまして、日程第6 議案第188号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について(所有権移転)」及び日程第7 議案第189号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について(貸借権等設定)」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	議案第188号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について(所有権移転)」次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請(所有権移転)があったので意見を求める。令和元年8月8日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄。 今回の申請は、3件、12筆で総面積4,473㎡です。 <議案書パワーポイントに基づき明細を説明> <28番案件>は、大安町丹生川上地内の田です。農地区分は第2種農地です。 譲受人である愛知県東海市の[]が、大安町丹生川上の[]が所有する議案書に記載の7筆、2,312㎡を太陽光発電施設へ転用したい旨の計画です。 工事計画については、土地造成は整地のみ、取水は行わず、雨水は自然浸透です。

	<p>< 29 番案件 > は、大安町石樽南地内の畑です。農地区分は第 2 種農地です。</p> <p>譲受人である名古屋市の [] が、大安町石樽南の [] が所有する議案書に記載の 1 筆、624 m² を太陽光発電施設へ転用したい旨の計画です。</p> <p>工事計画については、土地造成は整地のみ、取水は行わず、雨水は自然浸透です。</p> <p>< 30 番案件 > は、北勢町川原地内の畑です。農地区分は第 2 種農地です。</p> <p>譲受人である大阪市の [] が、北勢町東村の [] が所有する議案書に記載の 4 筆、1,537 m² を太陽光発電施設へ転用したい旨の計画です。</p> <p>工事計画については、土地造成は整地のみ、取水は行わず、雨水は自然浸透です。</p> <p>事務局 続きまして、議案第 189 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見決定について（貸借権等設定）」次のとおり、農地法第 5 条の規定による許可申請（貸借権等設定）があったので意見を求める。令和元年 8 月 8 日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄。</p> <p>今回の貸借権等設定の申請は、7 件、11 筆で 11,362.35 m² です。</p> <p>< 議案書パワーポイントに基づき明細を説明 ></p> <p>< 8 番案件 > については、大安町片樋地内の田です。農地区分は第 2 種農地です。</p> <p>使用借人である名古屋市の [] が大安町片樋の [] の所有する議案書に記載の 1 筆、181 m² を借りて、個人住宅へ転用したい旨の計画です。</p> <p>工事計画については、土地造成は整地のみ、敷地北側南側にコンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。取水は上水道、汚水生活排水は下水道を利用し、雨水排水は、東側水路へ放流です。</p> <p>< 9 番案件 > については、大安町大井田地内の畑です。農地区分は第 2 種農地です。</p> <p>使用借人である桑名市の [] が大安町大井田の [] の所有する議案書に記載の 1 筆、231 m² を借りて、個人住宅へ転用したい旨の計画です。</p>
--	---

工事計画については、土地造成を行い、敷地北側南側にブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。取水は上水道、汚水生活排水は下水道を利用し、雨水排水は、既設の南東側道路側溝へ放流です。

<10番案件>については、大安町高柳地内の田です。農地区分は第2種農地です。既に、造成されておりますので、始末書が添付されております。

借り人である大安町高柳の[]が大安町高柳の[]が所有する議案書に記載の2筆、340㎡を借りて、個人住宅へ転用したい旨の計画です。

工事計画については、土地造成は盛土約20cm、取水は上水道、汚水生活排水は下水道を利用し、雨水排水は、側溝へ放流です。

<11番案件>については、大安町宇賀地内の畑です。農地区分は第2種農地です。[]については、農業用倉庫が建っていますので、現況が宅地となっております。

使用借人である大安町宇賀の[]が大安町宇賀の[]の所有する議案書に記載の2筆、331㎡を借りて、個人住宅へ転用したい旨の計画です。

工事計画については、土地造成を行い、敷地北側南側にブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。取水は上水道、汚水生活排水は下水道を利用し、雨水排水は、既設の南東側道路側溝へ放流です。

<12番案件>については、北勢町小原一色地内の畑です。農地区分は第2種農地です。一部、倉庫が建っていますので始末書が添付されております。

使用借人である桑名市の[]が北勢町小原一色の[]の所有する議案書に記載の1筆、382㎡を借りて、個人住宅へ転用したい旨の計画です。

工事計画については、土地造成は整地のみ、周囲は、北側はコンクリートブロックで仕切ります。取水は上水道、汚水生活排水は合併浄化槽にて処理後、西側側溝に放流です。雨水排水は、道路側溝へ放流です。

<13番案件>については、員弁町笠田新田地内の田です。農地区分は500m以内に員弁庁舎と中尾齒科がありますので第3種農地です。

使用借人である東員町の[]が員弁町笠田新田の[]の所有する議案書に記載の1筆、499㎡を借りて、個人住宅へ転用

	<p>したい旨の計画です。</p> <p>工事計画については、土地造成は45cm程度の盛土を行い、南西側をコンクリートL型擁壁、東西側にはコンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。取水は上水道、汚水生活排水は下水道を利用し、雨水排水は、水路へ放流です。</p> <p><14番案件>については、大安町丹生川上土地内の田、畑です。農地区分は第2種農地です。</p> <p>賃借人である大安町平塚の[]が北勢町奥村の[]が所有する議案書に記載の3筆、12,538㎡の内9,398.35㎡を借りて、太陽光発電施設へ転用したい旨の計画です。</p> <p>工事計画については、土地造成は整地のみ、取水は行わず、雨水は自然浸透です。</p>
事務局	<p>以上5条所有権移転3件と、5条貸借権等設定7件につきまして、委員の確認書及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断され、転用はやむを得ないものと考えられますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>この案件につきましても、現地調査を行っております。現地調査委員長からその調査結果を報告させていただきます。</p>
現地調査委員長	<p>議案第188号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について（所有権移転）」3件及び議案第189号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について（貸借権等設定）」7件を現地調査した結果、特に問題となる事項は確認されませんでしたので報告します。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>何か質問はありますか。</p>
議長	<p>特に無いようですので、議案第188号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について（所有権移転）」の採決を行います。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p>

議長	<p>全委員挙手であります。 よって当委員会の意見は「なし」と決定しました。</p>
議長	<p>続きまして、議案第189号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について（貸借権等設定）」について採決を行います。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p>
議長	<p>全委員挙手であります。 よって当委員会の意見は「なし」と決定しました。</p>
(日程第8) 議長	<p>続きまして、日程第8 議案第190号「非農地証明願いについて」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第190号「非農地証明願いについて」次のとおり、非農地証明願いがあったので議決を求める。令和元年8月8日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄。</p> <p>今回の証明願いは5件、6筆で総面積1,218㎡です。 ＜議案書パワーポイントに基づき明細を説明＞</p> <p>＜10番案件＞の申請地は、大安町南金井地内の台帳地目、田です。</p> <p>願出者は大安町大井田の[]で、昭和50年から車路に転用し、現在に至っております。</p> <p>＜11番案件＞の申請地は、大安町丹生川上地内の台帳地目、畑です。</p> <p>願出者は大安町丹生川上の[]で、昭和50年以前から山林・宅地に転用し、現在に至っております。</p> <p>＜12番案件＞の申請地は、北勢町阿下喜地内の台帳地目、畑です。</p> <p>願出者は北勢町阿下喜の[]で、昭和30年以前から宅地に転用し、現在に至っております。</p> <p>＜13番案件＞の申請地は、員弁町西方地内の台帳地目、田です。</p> <p>願出者は員弁町西方の[]で、平成11年から車庫及び倉庫に転用し、現在に至っております。</p> <p>＜14番案件＞の申請地は、北勢町東村地内の台帳地目、畑で</p>

		<p>す。</p> <p>願出者は北勢町東村の[]で、昭和58年から宅地に転用し、現在に至っております。</p> <p>以上5件につきまして、現場確認及び空中写真等の書類審査の結果、証明基準を満たしていると判断されますので、よろしくお願いいたします。</p>
	議長	<p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>非農地証明につきましては、無断転用後20年経過した土地についての証明です。事務局において20年前の空中写真を元に該当する土地について提案をさせていただいております。</p> <p>何か質問はありますか。</p>
	議長	<p>特に何もなければ、これより議案第190号「非農地証明願いについて」を採決いたします。願いどおり証明することについて賛成委員の挙手を求めます。</p>
	議長	<p>挙手全員であります。</p> <p>よって案件については願いどおり証明することに決定いたしました。</p>
5 その他	議長	<p>議事につきましては以上です。</p> <p>その他に入ります。委員さんから何かありますか。</p> <p>事務局から何かありますか。</p>
	事務局	<p>1点目は、議案書と一緒に送りました農地パトロールのお願いです。例年通り8月が強化月間となっております。圃場整備された農地を中心に遊休農地、耕作放棄されている所や、無断転用されている所など分かる限りで確認していただき、該当地があれば報告書の提出をお願いします。</p>
	議長	<p>農地パトロールは、毎年全国でこの8月に実施されているので、ご協力をよろしくお願いいたします。何かあれば、事務局に報告いただければ、それから調査をして所有者へ通知を出して、対応させていただきます。</p>
	事務局	<p>2点目ですが、本日皆様に農林業センサスの協力の依頼として</p>

	<p>パンフレットをお配りしました。2020年が農林業センサスということで、市内で約170名の調査員のお願いということで、担当課から依頼がありました。自治会長からもお願いさせていただきますが、農業委員が現状の方がやってみえるか等の情報もお伝えしていく状況でございますので、調査員の依頼もあるかもしれません。その時は、お忙しいかもしれませんが、ご協力をいただける方は、よろしくお願ひします。</p> <p>詳細につきましては、改めて調査員の方向けに説明会があるかと思いますが、簡単に申し上げますと、件数としては紙での提出は20件ほど、後は個人宅への配布回収が10件くらいとのことです。あくまでも平均ですので、地区によっては、もう少し多くなるようです。</p> <p>ご協力いただける方は、依頼があれば是非ともよろしくお願ひします。</p> <p>議長 次回は9月3日午前9時から現地調査を実施します。副会長と佐藤委員は出席をお願いします。9月10日に委員会となりますのでよろしくお願ひします。</p> <p>6 閉会の宣言 議長 他にないようですので、これもちまして第33回いなべ市農業委員会を閉会いたします。</p> <p>【午前9時55分閉会】</p>
--	---

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和元年 月 日
いなべ市農業委員会
会長 伊藤 和雄

議事録署名者

議事録署名者